

京都市上下水道局告示第10号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成24年6月13日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

長岡京市勝竜寺20番10号

株式会社小畑設備工業

代表取締役 大石 周生

2 変更事項（代表者の変更）

小畑 弘から大石 周生に変更

（上下水道局下水道部管理課）